

令和1年度 愛媛県障がい者相談支援従事者初任者研修

令和1年11月8日

<国の求める> 初任者研修の獲得目標

- ① ソーシャルワークとしての障害者相談支援の概要を理解し、他者に説明することができる。
- ② 障害者ケアマネジメント、サービス等利用計画作成に関する実務を理解し、一連の業務ができる。

相談支援専門員の役割

どこで 誰と 暮らすか
どんな暮らしをしていくのか
その人らしい暮らしの実現

・・・ そのお手伝い

視点

- 障害者の地域生活とその支援
- 障害者の自立と尊厳の確保 社会参加
- 自己決定（意思決定）への支援
権利擁護 エンパワメント リカバリー
- 障害のある人を含めた
誰もが暮らすことのできる地域作り

いきなり グループワーク

テーマ

なぜ健常者向けの相談支援専門員のような制度がないのでしょうか？

皆さんの答えが
いわゆる

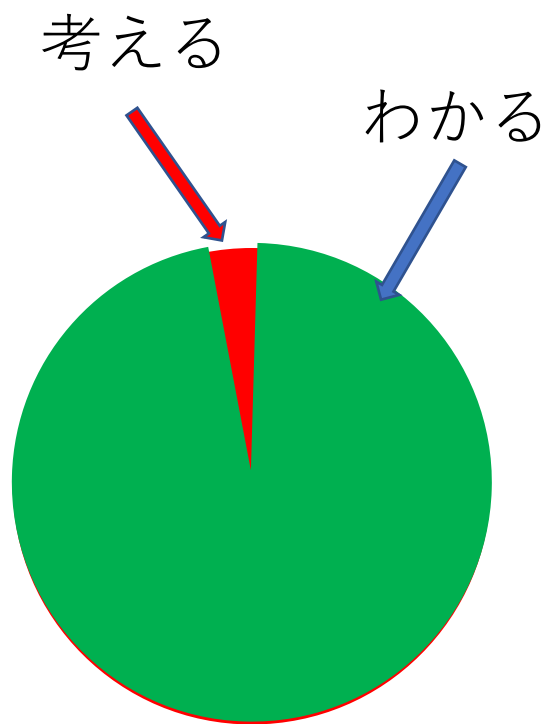
「障害児者福祉観」であり
皆さんがこれから従事する
相談支援事業の役割、支援の考え方、利用者の評価に
深くかかわるものになるかもしれません。



下手 の 考え
休むに 似たり

考えるために
本当のこと、
事実を
わかろう

考えることにはではなく
わかることに力を注いでください。



たとえば利用者について

どういう障害なのか どのようなことで困るのか
一番信頼できる人は誰なのか 家族とはうまくいっているのか
障害を受ける前の生活はどうだったのか なぜ働きたいのか
なぜ居宅介護を利用したいのか 理想とする生活の姿は？
なぜ勉強したいのか なぜパニックが起きるのか
なぜ服薬を拒否するのか なぜ結婚したいと思うのか
なぜ家族と仲が悪いのか
なぜすぐ感情的になるのか なぜ不平不満がないのか
なぜこんなにいい人なのか……

これらは考えることではありませんよね。

考えることではなく
わかることに力を注いでください。

どんな人にも意思があります。
意思を事実のまま受け取ることには力を注いでください。

重度心身障害児者にも
重度知的障害児者にも
強度行動障害児者にも
重度精神障害児者にも

考えることにはではなく
わかることに力を注いでください。

思っていることと 言っていることが
違ってしまふこともあるということを
わかってください。

考えることではなく

わかる ことに力を注いでください。

意志が定まらないことも
あたりまえです。

なぜ 意思が固まらないかを
わかってください

わからなくても

なんとなく進んでしまえる障害者福祉でよろしいのか？

ある老齡の、支援者からもっとも理想的な利用者として評価されている先天性障害者の言葉

**「障害者は
支援者と呼ばれる者のてのひらの上で
転がされて一生を終えるのよ。」**

わかってもらうとしてくれる と実感できる

これが信頼関係の出発点です。

決して

「わかってくれた」が
出発点ではありませんので
ご注意を。

わかってほしいこと 「今のあなたのこと」

あなたが行おうとする相談援助という支援が
その障害者の生活がより良くなるという結果になるためには、
あなたは何を知り、何ができなければならないか を
わかってほしいと思います。

そして、そのために自分に対して

どんな人が どんな手助けをしてくれたら

それらが獲得できるのかを 考えてほしいと思います。

障害者福祉制度の変遷

身体障害者福祉法
(1949年制定)

知的障害者福祉法
(精神薄弱者福祉法
として1960年制定)

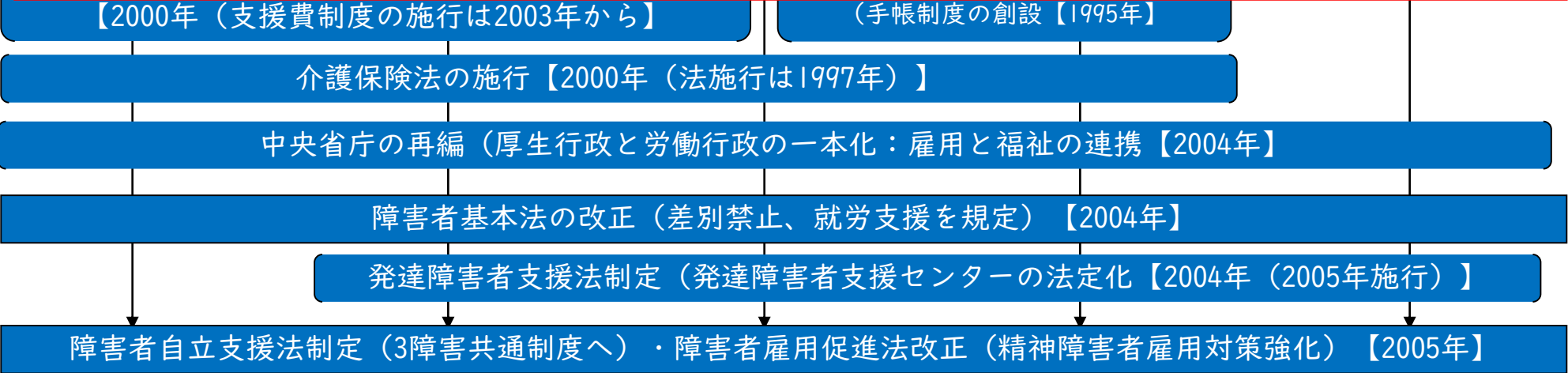
障害者基本法
(心身障害者対策基本法
として1970年制定)

精神保健福祉法
(精神衛生法として
1950年制定)

障害者雇用促進法
(身体障害者雇用促進法
として1960年制定)

なぜ改正されてきたのか
理由がある。

「ノーマライゼーション」
理念の浸透



わかってほしいこと

「今 障害福祉はどこに居るのか」

自立支援法というダイナミックな制度変更から13年を超えました。
それ以前の障害者施策は、保護収容と社会復帰がテーマでした。

「普通に暮らす」という最も基本的で簡易な目標を掲げパラダイムシフトと言われるほどの制度変更がなされました。

今はどうでしょうか？

「普通に暮らす」ことが、様々な障害福祉サービスやインフォーマルな支え、協力によって実現できているのでしょうか？

「それは人によって違う」という答え方がありますが、障害当事者から見たら
「結局 運なのか？ 福祉は何を保証するのか？」という疑いが浮かび上がる。

どこに生まれ、住んでも、どんな障害があっても
普通に暮らせている状態を100点だとしたら今は何点ですか？

わからなければならないこと

仕組みが変わっても担うのはヒト

もう40年近く、ノーマライゼーション社会の実現を！

と言い続けていますが

いまだに

障害者に理解を！ 共に暮らせる地域作りを！

と言い続けています。

つまり、制度や仕組みで世の中はそんなに変わらないということ。

世の中という大きなくりでなくとも、

一人の障害者をめぐる数人から数十人の人さえもあまり変わっていない。

共感者を増やしましょう。

ノーマライゼーション8つの原則

- ・一日の普通のリズム
- ・一週間の普通のリズム
- ・一年の普通のリズム
- ・あたりまえの成長の過程をたどること
- ・自由と希望を持ち、周りの人もそれを認め、尊重してくれること
- ・男性、女性どちらもいる世界に住むこと
- ・平均的経済水準を保証されること
- ・普通の地域の普通の家に住むこと

決して忘れては
いけないこと

3日間の演習について

これから始まる演習は、
計画相談の一連のプロセスを獲得することが主な目的ですが、
課題整理や計画案作成、サービス担当者会、モニタリング等の
演習の中で、
いままで学んだこと、今日お話しした視点、役割などを忘れずに
取り組んでいただきたいと思います。

そうして

利用者に応援してもらえる

相談支援専門員を目指してください。

「主訴」と「ニーズ」について

本演習は、プロセスを学ぶことが主たる目的ではありますが
主訴の把握からニーズ整理までは相談支援の柱となるところなので
その重要性や内容を説明しておきます。

2019.11.09

「しごとをしたいんよ」は主訴ではなく
健一さんが色々な思いを詰め込んだ
シンボルのようなもの。
あるいは入り口のようなもの。

凝縮されたものだから、
解きほどこいて全体像を明確にしなければ
本当の実現したいことがわからないし
適切な支援の提供ができません。

<主訴>

聞き取りを深めて彼の意味を、彼を主語にして文章化し全体像を明確にしたもの。
健一さんに、「こういうことですよね?」と聞き、「そうです!」で、確定するもの。
このためには、現在に至る経緯、経験、現在の心身の状況、家族環境、生活環境、
交友関係、本人の能力、制限などアセスメント表にあるような内容やストレングス
を把握する。…「わかる」作業。

健一さんの主訴

「僕は以前のように仕事ができるようになって、

- ・お金を自由に使えて
- ・お母さんと喧嘩したりしない
- ・そういう暮らしにもどりたい。

- ・でも手のふるえは治らないし
- ・いつもなにもする気になれない感じなので
- ・前みたいに仕事ができるような気がしない。
どうすればいいんだろう。教えてほしい。

実現したい
生活像

解決したい
こと

解決しなければ
主訴を実現できない事柄を
明確にする。



二一ズ

少し「考える」作業です

3つのニーズを満たしているかどうかを確認することが不可欠です。

○主訴を実現するために必要なこと

○命・生活を守るために必要なこと

○意思決定できるために必要なこと

ニーズ＝解決しなければ主訴(実現したい生活像)を実現できない事柄

「～が必要(だろう)相談員目線」→「～してほしい」「～したい」本人目線

- ・でも手のふるえは治らないし ……………→症状、快復の見込み、方法を明確にすることが必要(だろう)
- ・いつもなにもする気になれない感じなので ……→
- ・前みたいに仕事ができるような気がしない ……→

- ・どのくらい今の自分は仕事ができるか実感できる機会が必要かもしれない
- ・仕事内容や量を変更できることが必要だろう
- ・車両清掃の仕事の経験を生かせる必要があるだろう



これらを本人を主語にして変換すると

- ・仕事を練習できるところを紹介してほしい。
- ・仕事ができるかどうか確かめたい。
- ・仕事ができるという自信をもちたい。

- 主訴を実現するために必要なこと
- 命を守るために必要なこと
- 意思決定できるように必要なこと

ニーズ整理の「ニーズ」が計画案の(本人のニーズ)

(本人のニーズ)

仕事をしたい

支援目標

B型に毎日通える

仕事をすることに自信を持ちたい → ? ? ? ? ? ? ? ?

なりたい自分
実現したい姿

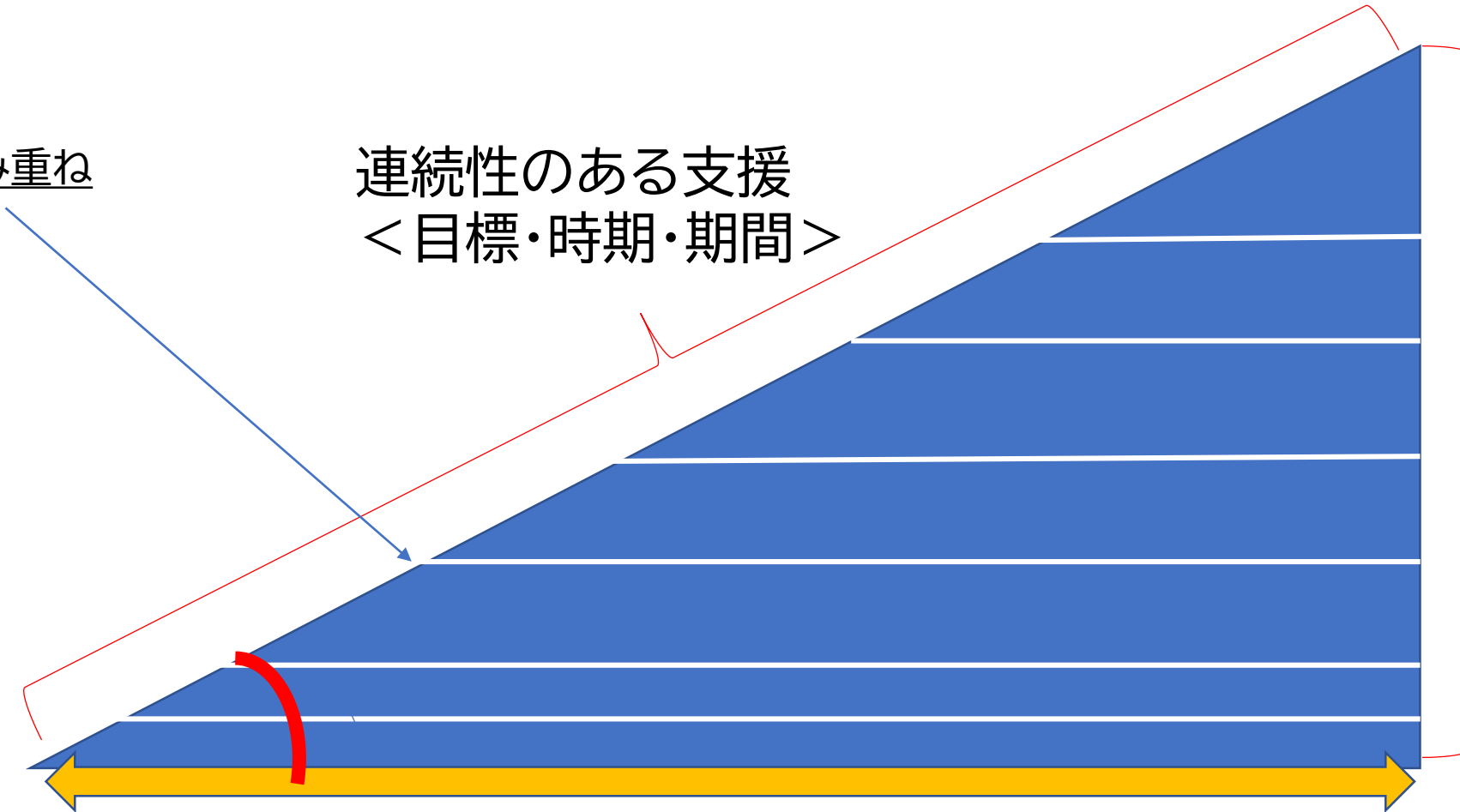


小さな成功の積み重ね

連続性のある支援
<目標・時期・期間>

ニーズは
当然変わる

いまの自分



角度 = 期間
急ぐ支援かどうかの確認をすること

幅 = 支援の量

3日間のまとめ

重層的な相談支援体制について

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域（自立支援）協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業
（市町村地域生活支援事業：必須事業）

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- **基本相談支援**
- 計画相談支援等
 - ・ サービス利用支援
 - ・ 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

基本相談支援とは：市民に一番近い窓口として

「基本相談支援」とは、
地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、
障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの
相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、
併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する
指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関する
ものを除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。



障害等のある方やご家族等からのご相談をいただき、
障害福祉などに関する様々な内容に関して、
情報提供や助言をご提供いたしますとともに、
市区町村や、福祉・就労・保健・医療等の各種サービスとの連絡調整
などを行います。

すべての障害児者が普通に暮らせるために

相談支援専門員の役割を理解し
明日から相談支援専門員と
名乗られる皆さまへ
謹んでもうしあげます



思い

太古の昔から「この子が しあわせで あるために」の思いは同じ。
変わったのは「しあわせであるための方法」です。

第二次大戦後・・・少しずつ障害児者施設が芽生え始め
法律が整備され
社会保障制度として確立し
保護収容から個別支援へ
しあわせであるための方法が充実してきました。

制度

いまや。

かゆいところに手が届くさまざまな種類のサービスやトレーニング。

必要な時に必要な支援を受けることができる仕組み。

煩雑なサービスマネジメントを代わってくれる相談支援。

年金や各種給付 助成。

人権を守るため 成年後見 虐待や差別をなくす法律。

ほぼ完ぺきな社会保障になっているはずです。

なぜ？

これほどしあわせである方法があるのに、相変わらず

今 困っていて

明日 解決できるめどがなく

将来 なにかしらの不安があるまま なのか

それは 課題を 誰かが背負って あるいは
誰かに背負わせて ほったらかしにしているからかもしれません。

課題やニーズを整理して
どういう解決の見通しが立つのかを考え まとめ
プランニングして 実行する。

これを一人や二人でできるはずがないのにもかかわらず
チームで支援することが
あたりまえになっていないからです。

チーム

□「チーム」は、「この子(人)のために」働く人たちの集まり。

→ルールは「この子(人)の個別の支援計画」

□ソーシャルワークでの「チーム」

→支援の評価、共有、地域化、地域課題 → 改善

- ・まず公的社会資源に属する人がチームの一員であることを認識。
- ・そのチームが良い関係性を保つことが地域を巻き込むための第一歩。

これらチームアプローチを
Closeしているうちは
情報として市民に届かない。

昭和50年代某大学では、
肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、ALS、自閉症スペクトラム症などの
障害や疾病をもつ学生が下宿し学んでいた。
そして卒業し、就職していった。

障害を持つ人が自ら生きる目標を考える時に

「これ以上人に迷惑をかけないようにとか 支援者に嫌われないようにとか 無理をしないように
とか支給量のこと とか……」

様々なルールを、自らもしくは、誰かから決められたりしないようにしたい。

目標を持つことは、自由なことだと率先して助言してあげてください。

そして「あなたが決めたことは何であろうと応援します。お手伝いします。」と
言ってあげてください。

転ばぬ先の杖を何本も持っていては前にも後にも行けません。

支援者が力を奪ってはいけない

- ・ 生きる力
- ・ 自己決定する力